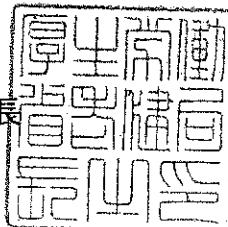




老発0330第5号  
平成22年3月30日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長



平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について

標記の事業については、平成21年8月3日老発0803第1号本職通知の別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」(以下「運営要領」という。)により行われているところであるが、今般、運営要領の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。ただし、運営要領中の別記1の6の(2)並びに別記2の4の(3)及び別添1の表に係る改正部分については、平成21年5月29日に遡って適用することとする。

別 紙「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」の一部改正新旧対照表

改正前（旧）		改正後（新）	
介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領			
別記1 介護職員処遇改善交付金事業			別記1 介護職員処遇改善交付金事業
(別紙) 介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領			(別紙) 介護職員処遇改善交付金事業
5 補助額	5 補助額	(1) 基本事業	(1) 基本事業
(1) 基本事業 年度内に支払う交付金の額は、一の対象事業につき、介護報酬総額（介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額（緊急時施設療養費、特別療養費及び特定診療費を含む。））をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあつたため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（平成21年9月サービス区分以前の過誤調整分は含まない。）以下同じ。）に、表1のサービス区分及び表3の適合状況ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとする。）。	年度内に支払う交付金の額は、一の対象事業につき、介護報酬総額（介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額（緊急時施設療養費、特別療養費及び特定診療費を含む。））をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあつたため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（平成21年9月サービス区分以前の過誤調整分は含まない。）以下同じ。）に、表1のサービス区分及び表3の適合状況ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとする。）。	ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間において実際に賃金の改善（法定福利費の事業主負担等を含む。）に充てられた経費の実支出額が交付金受給総額を下回る場合には、その差額について対象事業者に返還を命じ、基金に繰り入れなければならない（ただし、既に基金が解散している場合には、国庫へ返還すること。）	※ 処遇改善に係る経費であっても、賃金の改善（法定福利費の事業主負担等を含む。）以外の費用については認めない。
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
6 事業の対象経費	6 事業の対象経費	(1) (略)	(1) (略)
(1) (略) その他事業 基本事業を円滑に実施するために有効な経費であつて、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	(2) その他事業 基本事業を円滑に実施するために有効な経費であつて、賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	(2) その他事業 基本事業を円滑に実施するために有効な経費であつて、賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	(2) その他事業 基本事業を円滑に実施するために有効な経費であつて、賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

改正前（旧）	改正後（新）
<p>11 事業の実施</p> <p>(1) 基本事業 ア～イ (略) ウ 交付金の支払い</p> <p>都道府県は、対象事業者に対して、毎月、当該対象事業者の各月の介護報酬総額に、表1のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて算出して得た額（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を支払う。</p> <p>なお、交付金の支払いに関連する事務については、国保連等に委託することができるものとし、複数の事業所又は事業者単位等で交付金の支給決定をしている場合であっても、事業所単位ごとに支払い通知を送付することとする。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) その他事業 ア 説明会の開催</p> <p>介護職員処遇改善交付金事業の推進に当たっては、介護事業者に、その目的及び趣旨を正確に理解してもらうことが、不可欠であることから、都道府県は、少なくとも事業開始前及びキャリアパス要件の導入前（平成21年度末）には、介護事業者に対する説明会を実施すること。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>11 事業の実施</p> <p>(1) 基本事業 ア～イ (略) ウ 交付金の支払い</p> <p>都道府県は、対象事業者に対して、毎月、当該対象事業者の各月の介護報酬総額に、表1のサービス区分及び表3の適合状況ごとに定める交付率を乗じて算出して得た額（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を支払う。</p> <p>なお、交付金の支払いに關連する事務については、国保連等に委託することができるものとし、複数の事業所又は事業者単位等で交付金の支給決定をしている場合であっても、事業所単位ごとに支払い通知を送付することとする。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) その他事業 ア 説明会の開催</p> <p>介護職員処遇改善交付金事業の推進に當たつては、介護事業者に、その目的及び趣旨を正確に理解してもらうことが、不可欠であることから、都道府県は、少なくとも事業開始前及びキャリアパス要件の導入前には、介護事業者に対する説明会を実施すること。 (左の下線部分削除) イ～ウ (略)</p>

## 改正前（旧）

## 改正後（新）

表1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・(介護予防) 訪問介護	4. 0 %
・夜間対応型訪問介護	
・(介護予防) 訪問入浴介護	1. 8 %
・(介護予防) 通所介護	1. 9 %
・(介護予防) 通所リハビリテーション	1. 7 %
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3. 0 %
・地域密着型特定施設入居者生活介護	
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 9 %
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4. 2 %
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3. 9 %
・介護福祉施設サービス	2. 5 %
・地域密着型介護老人福祉施設	
・介護保健施設サービス	1. 5 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	
・介護療養施設サービス	1. 1 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	

表1 交付金対象サービス

サービス区分	キャリアバス要件等の適合状況に 応じた交付率
・(介護予防) 訪問介護	表3の① 表3の② に該当 (イ)
・夜間対応型訪問介護	4. 0 %
・(介護予防) 訪問入浴介護	1. 8 %
・(介護予防) 通所介護	1. 9 %
・(介護予防) 訪問リハビリテーション	1. 7 %
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3. 0 %
・地域密着型特定施設入居者生活介護	
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 9 %
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4. 2 %
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3. 9 %
・介護福祉施設サービス	2. 5 %
・地域密着型介護老人福祉施設	
・介護保健施設サービス	1. 5 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	
・介護療養施設サービス	1. 1 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	

表1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・(介護予防) 訪問看護	0 %
・(介護予防) 訪問リハビリテーション	
・(介護予防) 福祉用具貸与	
・特定（介護予防）福祉用具販売	
・(介護予防) 居宅療養管理指導	
・居宅介護支援	
・介護予防支援	

表2 交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
・(介護予防) 訪問看護	0 %
・(介護予防) 訪問リハビリテーション	
・(介護予防) 福祉用具貸与	
・特定（介護予防）福祉用具販売	
・(介護予防) 居宅療養管理指導	
・居宅介護支援	
・介護予防支援	

表2 交付金非対象サービス

キャリアバス要件等の適合状況に 応じた交付率
・別添実施要領中の4の一及び二をすべて満たす対象事業者
① 別添実施要領中の4の一又は二のいずれかを満たす対象事業者
② 別添実施要領中の4の一又は二のいずれも満たしていない対象事業者

表3 キャリアバス要件等の適合状況に関する区分

① 別添実施要領中の4の一又は二のいずれかを満たす対象事業者
② 別添実施要領中の4の一又は二のいずれも満たしていない対象事業者

## 改正前（旧）

(別添) 介護職員処遇改善交付金事業実施要領

- 3 交付金の支給要件  
交付金を受けようとする事業者は、以下の支給要件を満たさなければならぬ。  
 一 (略)  
 二 4に定める計算式により算出された交付金見込額を上回る賃金  
改善(平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員  
の賃金(退職手当を除く。以下同じ。)に対する改善をいう。以下  
同じ。)が見込まれた計画を策定している。  
 三～五 (略)  
 ※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成  
21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善事項について定量的な要  
件を課すこと(例:勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額  
分以上行うこと等)のほか、キャリア・パスに関する要件を追加す  
ることとしており、これを満たさない場合は、交付金の額を減額す  
ることを予定している。

## 改正後（新）

(別添) 介護職員処遇改善交付金事業実施要領

- 3 交付金の支給要件  
交付金を受けようとする事業者は、以下の支給要件を満たさなければならぬ。  
 一 (略)  
 二 5に定める計算式により算出された交付金見込額を上回る賃金  
改善(平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員  
の賃金(退職手当を除く。以下同じ。)に対する改善をいう。以下  
同じ。)が見込まれた計画を策定している。  
 三～五 (略)  
 (左の下線部分削除)
- 4 キャリアパスに関する要件等  
平成22年10月以降に提供された介護サービスを根拠とする交付  
金の額(以下4において「交付額」という。)については、次の<sup>一</sup>及び  
<sup>二</sup>に定める要件(以下「キャリアパス要件等」という。)の適合状況に  
応じた所定の率を介護報酬総額に乗じて得た額とする。  
 キャリアパス要件等については、交付額の根拠となる介護サービス提  
供月の前月末日又は10月に規定する承認申請の日(平成22年10月以  
降の申請に限る。)までに、別紙様式6のキャリアパス要件等届出書を  
都道府県まで提出していることをもつて要件に適合したものとする。  
 なお、都道府県は、交付金を受けようとする事業者が、前年度に対象  
事業者の承認を受けており、かつ別紙様式6のキャリアパス要件等届出  
書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないとき  
は、その提出を省略させることができる。  
 一 キャリアパスに関する要件  
 ア 次の①から③までに掲げる要件に該当していること。

## 改正前（旧）

## 改正後（新）

- ① 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。
- ③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を画面で整備し、すべての介護職員に周知している。
- イ アによりがたい場合はその旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。
- 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及び次の①又は②に掲げる具体的な取り組みを定め、すべての介護職員に周知していること。
- ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
- ② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）の実施
- 二 平成21年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件
- 次に掲げる事項をすべての介護職員に周知していること。
- 平成20年10月から届け出をする日の属する月の前月までに実施した、平成21年4月の介護報酬改定を踏まえた処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額

## 4 交付金見込額の計算 (略)

## 5 交付金見込額の計算 (略)

- 6 交付金の額
- 年度内に支払われる交付金の額は一の額とする。
- ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間（8の一の工の「賃金改善実施期間」）をいう。以下同じ。）における二の額が交付金の受給総額を下回る場合には、その差額について返還を要するものとする。
- 一 事業者の申請に係る介護報酬総額に、別紙1のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）
- 二 事業者の申請に係る介護報酬総額に、別紙1のサービス区分及び4に定めるキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）

	改正前（旧）	改正後（新）
二	（略）	二 （略）
6	対象事業者の責務 対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。 一～二 （略）	7 対象事業者の責務 対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。 一～二 （略）
7	各事業年度における最終の交付金支払いがあつた月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における <u>5</u> の二の額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。 四～五 （略）	三 各事業年度における最終の交付金支払いがあつた月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における <u>6</u> の二の額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。 四～五 （略）
8	交付金の支給停止等 （略）	8 交付金の支給停止等 （略）
9	介護職員処遇改善計画書の作成 交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別に作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険・労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。	9 介護職員処遇改善計画書の作成 交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別に作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険・労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。 なお、都道府県は、交付金を受けようとする事業者が、前年度に對象事業者の承認を受けている場合において、既に提出している計画書添付書類に関する事項に変更がないときは、その提出を省略させることができる。
8	介護職員処遇改善計画書の作成 交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別に作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険・労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。	8 介護職員処遇改善計画書の作成 交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別に作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険・労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。
一	賃金改善の方法 ア 交付金見込額 イ～オ 4により算定された額 二 賃金改善以外の処遇改善事項 平成21年4月の介護報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。	一 賃金改善の方法 ア 交付金見込額 イ～オ 4により算定された額 二 賃金改善以外の処遇改善事項 平成21年4月の介護報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。 ただし、4の二に定める平成21年4月介護報酬改定を踏まえ

## 改正前（旧）

## 改正後（新）

	<p>た処遇改善に関する定量的要件について別紙様式6のキャリアバス要件等届出書を提出する場合には、介護職員処遇改善計画書への記載を省略することができる。</p> <p>※ 介護職員処遇改善計画書の作成は、必ずしも事業所等ごとの作成ではなく、事業者（法人）が一括で作成しても差し支えない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能とする。さらに、都道府県をまたがる事業者（法人）についても、一貫した処遇改善を可能とするため事業者単位での作成となるが、交付額の算定等を行うため、これらに関連した記載事項については、都道府県単位での記載が必要となる。</p> <p>なお、複数の事業所の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合には、当該計画書に記載された計画の対象となる事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。</p>
9 交付金の対象事業者としての承認申請	<p>交付金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。この場合において、別紙様式6のキャリアバス要件等届出書を添付することも差し支えない。</p> <p>ただし、介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには、別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱つても差し支えない。</p> <p>また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかつた事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。</p>
10 交付金の対象事業者としての承認申請	<p>交付金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。</p> <p>ただし、介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには、別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱つても差し支えない。</p> <p>また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかつた事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。</p>
11 変更の届出	<p>対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があつた場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。</p> <p>～三 （略）</p>
四 キャリアバス要件等に関する適合状況に変更（交付率が変動する場合又は4の一のアヒイの要件間の変更に限る。）があつた場合は、キャリアバス要件等届出書の内容	

## 改正前（旧）

## 改正後（新）

1.1 交付金の実績報告

対象事業者は、各事業年度における最終の交付金支払いがあつた月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出することとする。  
その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行う計画を提出している事業者への交付金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を超えた賃金改善への交付金の充当であつても問題はない。ただし、その賃金改善額が交付金の充當であつても問題はない。5に定めるところにより、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。

一～四 (略)

5 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担 増加額を含む。）  
当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、7の第四号の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。

六～十 (略)

1.2 交付金の実績報告

対象事業者は、各事業年度における最終の交付金支払いがあつた月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出することとする。  
その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行いう計画を提出している事業者への交付金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を超えた賃金改善への交付金の充当であつても問題はない。ただし、その賃金改善額が交付金の充當であつても問題はない。6に定めるところにより、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。

一～四 (略)

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担 増加額を含む。）  
当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、7の第四号の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。

六～十 (略)

1.2 その他  
(略)1.3 その他  
(略)

## 改正前（旧）

## 改正後（新）

別紙 1

表 1 支付金対象サービス

サービス区分	支払率
・(介護予防) 訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4. 0 %
・(介護予防) 訪問入浴介護	1. 8 %
・(介護予防) 通所介護	1. 9 %
・(介護予防) 通所リハビリテーション	1. 7 %
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3. 0 %
・地域密着型特定施設入居者生活介護	
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 9 %
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4. 2 %
・(介護予防) 小規模多機能型共同生活介護	3. 9 %
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設	2. 5 %
・(介護予防) 短期入所生活介護	
・介護保健施設サービス	1. 5 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	
・介護療養施設サービス	1. 1 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	

別紙 1

表 1 支付金対象サービス

サービス区分	支払率	キャリアバス要件等の適合状況に応じた支払率 表 3 の① に該当 (イ)
・(介護予防) 訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4. 0 %	表 3 の② に該当 (ア)
・(介護予防) 通所介護	1. 8 %	表 3 の③ に該当 (ウ)
・(介護予防) 通所リハビリテーション	1. 7 %	
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3. 0 %	
・地域密着型特定施設入居者生活介護		
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 9 %	
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4. 2 %	
・(介護予防) 小規模多機能型共同生活介護	3. 9 %	
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設	2. 5 %	
・(介護予防) 短期入所生活介護		
・介護保健施設サービス	1. 5 %	
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）		
・介護療養施設サービス	1. 1 %	
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））		

表 1 支付金対象サービス

サービス区分	支払率	キャリアバス要件等の適合状況に応じた支払率 表 3 の① に該当 (イ)
・(介護予防) 訪問看護		
・(介護予防) 訪問リハビリテーション	0 %	0 %
・(介護予防) 福祉用具貸与		
・特定（介護予防）福祉用具販売		
・(介護予防) 居宅療養管理指導		
・居宅介護支援		
・介護予防支援		

キャリアバス要件等の適合状況に応じた支払率 表 3 の① に該当 (イ)	キャリアバス要件等の適合状況に応じた支払率 表 3 の② に該当 (ア)	キャリアバス要件等の適合状況に応じた支払率 表 3 の③ に該当 (ウ)
・(介護予防) 訪問看護		
・(介護予防) 訪問リハビリテーション		
・(介護予防) 福祉用具貸与		
・特定（介護予防）福祉用具販売		
・(介護予防) 居宅療養管理指導		
・居宅介護支援		
・介護予防支援		



## 改正前（旧）

## 改正後（新）

## 別紙様式6

## キャリアパス要件等届出書（平成 年度分）

事業所等情報

事業所・施設名	フリガナ	事業所番号
事業所等の名称 ※複数ある場合は姓と名を記入	フリガナ 名 姓	提供する サービス

① キャリアパスに関する要件について (※)「」を選択する場合は本件外に、□を選択する場合は二箇種併用内に記載すること。 次の内容についてあてはまるものに○をつけること。(1)、(2)のいずれかに該当している場合は該当することを。	
I 次の①から③までのすべての要件を満たす。	該当・非該当
① 働員の就業、賃金又は給与内訳等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 様位、職務意義は職務内容等に基づいた賃金体系について定めている。 ③ 義務担当者の明確な指揮命令を裏面で確認し、すべての介護職員に周知している。	該当・非該当

② 次の①から⑤までのすべての要件を満たす。	
〔要件Ⅰについて〕上記①から④までの要件に該当しない場合、次の事項について記載すること。	
④ ①から⑤までの要件をすべて満たす	
⑤ 二つのできない理由	
⑥ 介護職員との意見交換を踏まえた賃金上のための目標 の内容	直答欄上のための質問に沿って、研修課題の実情又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力開発を行う。
⑦ 他の実現のために具体的な取り組み の内容 (いずれかに○をつけること。)	質能取扱のための支援の実績　※当該支援の内容について下記に記載すること

(注)⑦の記入は○が複数ある場合は、水道に複数個あるための計画を記入すること。  
② 平成20年1月から現在までに実施した研修について記載すること。  
(※)本件外に記載すること。

① 平成20年1月から現在までに実施した研修について必ず1つ以上に○をつけること(付記し、記載するにあたっては、連絡したキャリアパス組織会議等の要件と明々かに記載する事項と記載しないこと。)

組織会議  
組織会議又は階級等の要件の明確化・非正規職員から正規職員への統合・援助相談・自殺対策の深入  
その他の  
人材育成環境の整備・資格取得・能力向上が認めた職員への奨励・職員の反応  
職務・研修  
職務能力向上が認めた職員への奨励・職務の反応  
職務訓練  
出退、子育て支援の強化・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化  
健診検査、設備対策、こころの健診等の健診会議面の強化・精神保健室、院内スペース等の整備  
労働安全衛生対策の充実・業務能力向上  
その他の

② ①に記した運用の趣旨について  
-主なる担当者の名前(例: 桑田義彦、人気智哉、鈴張勝久等)2  
-平成20年10月から現在までに実施した研修の類  
上記については、運用するすべての介護職員に対して周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

円

平成 年 月 日 (法人名) (代表者名)	印
--------------------------	---

改正前（旧）	改正後（新）
別記2 施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業	別記2 施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業
<p>4 交付額の算定方法 次により算出するものとする。 ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (1) 及び (2) に係るその他事業 基本事業を円滑に実施するために必要な賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る合計額とする。</p>	<p>4 交付額の算定方法 次により算出するものとする。 ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (1) 及び (2) に係るその他事業 基本事業を円滑に実施するためには必要な賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る合計額とする。</p>

## 改正前（旧）

別添1 施設開設準備経費助成特別対策事業に係る交付基礎単価

1 区分	2 交付 基礎単価	3 単位	4 対象経費
1 都道府県実施事業及び市町村実施事業	600千円	定員数※	特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
(1) 広域型施設 ・定員30人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム			(1) 広域型施設 ・定員30人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム
(2) 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所			(2) 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所
2 都道府県補助対象事業			2 都道府県補助対象事業
3 市町村補助対象事業			1の(1) の施設
			3 市町村補助対象事業
			1の(2) の施設等

## 改正後（新）

別添1 施設開設準備経費助成特別対策事業に係る交付基礎単価

1 区分	2 交付 基礎単価	3 単位	4 対象経費
1 都道府県実施事業及び市町村実施事業	600千円	定員数※	特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
(1) 広域型施設 ・定員30人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム			(1) 広域型施設 ・定員30人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム
(2) 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所			(2) 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所
2 都道府県補助対象事業			2 都道府県補助対象事業
3 市町村補助対象事業			1の(1) の施設
			3 市町村補助対象事業
			1の(2) の施設等